

# 平成28年度 文教委員会資料

## 【所管事務の調査（報告）】

客引き行為等防止重点区域の指定に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料1-1 客引き行為等防止重点区域の指定に関するパブリックコメント  
手続の実施結果について

資料1-2 客引き行為等防止重点区域案

資料2 パブリックコメント手続用資料

市 民 文 化 局

(平成28年7月14日)

## 客引き行為等防止重点区域の指定に関するパブリックコメント手続の実施結果について

### 1 概要

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市では、これらの客引き行為等を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、特に客引き行為等を防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定し、重点区域での客引き行為等の防止に取り組んでいくこととしており、特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を重点区域に指定し、当該区域における客引き行為等防止の取組を推進していきますので、重点区域指定案について市民その他関係者の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、9通（意見総数11件）の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	客引き行為等防止重点区域の指定について
意見の募集	平成28年6月6日（月）から 平成28年7月5日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 各区役所市政資料コーナー</li> <li>・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）</li> <li>・ 市民文化局市民生活部地域安全推進課</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見数）	9通（11件）
（内訳） 電子メール	6通（8件）
郵送	0通（0件）
持参	3通（3件）
ファクシミリ	0通（0件）

#### 4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続の結果、案に賛同する御意見や重点区域の拡大についての御意見のほか、規制の厳格な適用や警察との連携に関する御意見など、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、今後の施策を推進する中で参考とする御意見が寄せられました。

そのため、重点区域の指定に当たっては、お寄せいただいた御意見の一部を反映し、案を一部変更することとしました。

##### 【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、新たに案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：施策に関する要望であり、施策内容を説明するもの
- E：その他

##### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 重点区域指定等に関する御意見	1	5	1			7
(2) 客引き行為等防止対策に関する御意見		1		3		4
合計	1	6	1	3		11

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

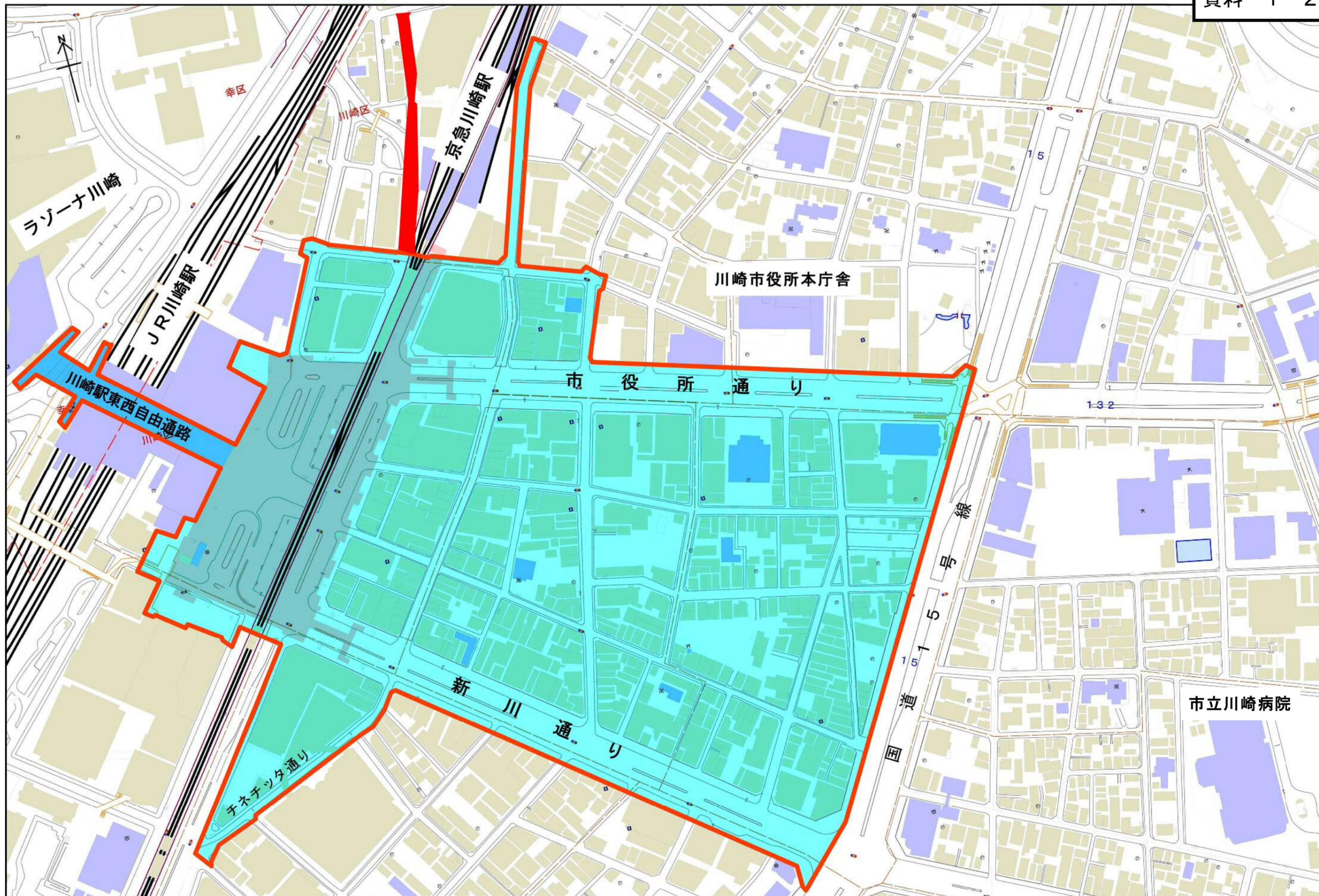
## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 重点区域指定等に関する御意見

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方	区分
1	川崎駅東口周辺区域の重点区域指定及び重点区域案に賛同 (同様の意見 計4件)	川崎駅東口周辺の重点区域指定により、当該区域における客引き行為等防止対策を推進していきます。	B
2	京急川崎駅西口改札周辺を重点区域に指定してほしい。	重点区域の指定に当たっては、本市による実態調査の結果を踏まえ、実際に客引き行為等が多く見受けられる区域を重点区域指定案としました。 京急川崎駅周辺については、中央口周辺に駅利用者及び客引き等が多いことから、重点区域指定案に含むものとしたのですが、西口を指定外とした場合、駅利用者を対象とする客引き等が西口に拡散するおそれがあると考えられるため、京急川崎駅周辺については、一体として重点区域に指定します。	A
3	たちばな通り一帯を重点区域に指定してほしい。	たちばな通りについては、既に重点区域案に反映されています。	B
4	武蔵溝ノ口駅周辺を重点区域に指定してほしい。	川崎駅東口周辺の商店街では、従前から客引き行為等の来街者の評価を損ねる行為は行わないよう協定を定める等の自主的な取組を行ってきましたが、客引き等により市民等の平穏な通行等が阻害される状況となっており、実態調査においても、市内では、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、当該区域を重点区域として指定するものです。 武蔵溝ノ口駅周辺については、実態調査により現状は把握しておりますが、現在市や商店街、警察との連携により客引き行為等防止対策を始めたところであり、当該区域の客引き等の状況に応じ適宜検討していきたいと考えています。	C

(2) 客引き行為等防止対策に関する意見

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方	区分
5	<p>規制を厳格に適用し、取締を強化してほしい。</p> <p>(同様の意見 計2件)</p>	<p>条例では、違反者に対し、勧告、命令を重ねていく等粘り強く対応することにより、趣旨を理解していただき、協力を求めていくことを目的としています。</p> <p>また、違反者に対する罰則等の適用に当たっては、規定に従い適切に執行していきます。</p>	D
6	<p>ティッシュ配り等についても規制対象としてほしい。</p>	<p>条例は、客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる環境の確保を図るものであり、客引き行為については、平穏な通行等を妨げるような態様で、立ち塞がり、追従し、又は呼び掛ける等の方法により行われていることを要件としています。</p> <p>御意見にあるティッシュ等の配布については、配布する限りにおいては、上記の要件に該当しないことから、規制対象とすることは困難と思われませんが、ティッシュ等の配布を装って、特定の者に対し、立ち塞がりや追従、呼びかけ等を行った場合は、規制対象行為となります。</p>	D
7	<p>警察との連携により、取締を強化してほしい。</p>	<p>客引き行為等の防止に当たっては、条例の指導状況等の情報共有をはじめとして、警察との連携を図ってまいります。</p>	B



## パブリックコメント手続用資料

## 客引き行為等防止重点区域の指定について御意見をお寄せください

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市では、これらの客引き行為等を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、特に客引き行為等を防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定し、重点区域での客引き行為等の防止に取り組んでいくこととしており、特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を重点区域に指定し、当該区域における客引き行為等防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域指定案について市民その他関係者の皆様の御意見をお寄せください。

## 1 意見募集の期間

平成28（2016）年6月6日（月）～7月5日（火）

※ 郵送の場合は、平成28年7月5日（火）付けの消印まで有効です。

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント手続）」のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

(2) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

(3) 持参

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課事務室  
（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）

※ 持参の場合は、開庁時間（平日8時30分～12時、13時～17時15分）にお越しください。

(4) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869

## 《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

## 3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

## 4 問い合わせ先

市民文化局市民生活部地域安全推進課  
電話 044-200-3839/FAX 044-200-3869

## 1 条例の概要

### (1) 条例の目的

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）又は神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）等の法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市では、これらの行為を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

### (2) 規制対象となる行為（客引き行為等）

公共の場所において行われる次の行為

- ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行等を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為
- イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
- ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行等を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為
- エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

### (3) 施行期日

条例は、平成28年4月1日から施行しており、重点区域における客引き行為等の禁止、違反者に対する指導、勧告、命令、過料、公表に係る規定については、同年9月1日から施行します。

## 2 重点区域の指定

### (1) 実態調査

○ 市内主要駅周辺の繁華街における客引き行為等の状況（単位：人）

調査日	業種別	川崎駅東口周辺			川崎駅西口周辺			武蔵小杉駅・新丸子駅周辺			武蔵溝ノ口駅周辺			登戸駅・向ヶ丘遊園駅周辺			新百合ヶ丘駅周辺			合計
		18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	
平日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	52	62	114	0	0	0	2	2	4	13	16	29	8	5	13	0	0	0	160
	客引き (風俗店等)	3	45	48	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	49
	スカウト	9	1	10	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11
	計	64	108	172	0	0	0	2	2	4	13	18	31	8	5	13	0	0	0	220
休前日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	49	47	96	0	0	0	3	8	11	21	23	44	4	0	4	0	0	0	155
	客引き (風俗店等)	4	79	83	0	0	0	0	0	0	4	1	5	2	0	2	0	0	0	90
	スカウト	5	0	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	10
	計	58	126	184	0	0	0	3	8	11	29	25	54	6	0	6	0	0	0	255

※ 平成27年4月～6月の平日及び休前日に、市内主要駅周辺の繁華街で客引き行為等について目視により調査

※ 合計は、各区域の小計を合算したもの

※ 客引き（風俗店等）及びスカウトは、風営法又は県条例の規制対象

## (2) 重点区域

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定します。重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料を科すこととし、氏名等を公表することができることとなります。

## (3) 指定する区域

(1)の実態調査の結果、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、当該区域を重点区域として指定します。

なお、重点区域の指定に当たっては、あらかじめ指定しようとする区域内の事業者等の関係団体の意見を聴取することとなっており、当該区域の重点区域指定については当該区域内の商店街関係者や警察等から構成される川崎駅東口周辺道路適正利用推進協議会から御意見をいただいております。実態調査の結果及び区域内の事業者等の関係団体の御意見を踏まえて重点区域案を策定いたしました。（別紙参照）

## 3 今後の取組

### (1) 周知・啓発

条例施行後、市は、商店街や警察等他機関との連携により啓発キャンペーンやパトロールを実施するなどして客引き行為等防止対策を推進しており、重点区域指定後も、その他の区域も含めて引き続き商店街や警察等他機関との連携により、条例について周知・啓発活動を行い、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ってまいります。

### (2) 違反行為に対する指導等

平成28年9月1日から重点区域内での客引き行為等は禁止となり、重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者は、指導、勧告、命令の対象となり、命令に従わない者については、罰則が適用され、公表の対象となることから、重点区域における罰則の適用等について十分な周知・啓発を行います。



商店街、警察等との連携による客引き防止パレード  
(平成28年4月1日)

## 4 今後のスケジュール

パブリックコメント実施

重点区域告示・パブリックコメント結果公表

条例全部施行・重点区域告示施行

平成28年 6月 6日(月)～ 7月 5日(火)

平成28年 7月下旬

平成28年 9月 1日

